

# 所得控除の種類（申告書「3」および「4」）

<b>⑬ 社会保険料控除</b>	健康保険料・雇用保険料・厚生年金保険料・各種共済組合の掛け金・国民健康保険税・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・農業者年金保険料などの社会保険料を書いてください。 なお領収証を添付してください。 控除額・・・支払った掛け金の金額																																							
<b>⑭ 小規模企業共済等掛金控除</b>	小規模企業共済法第2条の3に規定する第一種共済契約に基づく掛け金や地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛け金を書いてください。なお領収証を添付してください。 ◎ 旧第二種共済契約に基づく掛け金については、生命保険料控除の対象となります。 控除額・・・支払った掛け金の金額																																							
<b>⑮ 生命保険料控除</b>	生命保険料控除の対象となる生命保険契約等に基づき支払った保険料や掛け金をそれぞれ書いてください。 ◎ 保険料、掛け金を支払ったことの証明書を添付してください。 <table border="1" data-bbox="351 387 1493 689"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づくもの 生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料のそれぞれについて、右記の計算方法で計算します。ただし合計の限度額は70,000円</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え32,000円以下</td> <td>支払金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超え56,000円以下</td> <td>支払金額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づくもの 生命保険料、個人年金保険料のそれぞれについて、右記の計算方法で計算します。ただし合計の限度額は70,000円</td> <td>56,000円を超える場合</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え40,000円以下</td> <td>支払金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40,000円を超え70,000円以下</td> <td>支払金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,000円を超える場合</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>生命保険・個人年金保険について、新契約と旧契約の両方の保険料を支払っている場合</td> <td colspan="2">新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額が控除額となります。各保険ごとの控除限度額は28,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">区分に関わらず全体の控除限度額は、70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の区分	支払金額	生命保険料控除額	新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づくもの 生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料のそれぞれについて、右記の計算方法で計算します。ただし合計の限度額は70,000円	12,000円以下	支払金額	12,000円を超え32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円	32,000円を超え56,000円以下	支払金額×1/4+14,000円	旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づくもの 生命保険料、個人年金保険料のそれぞれについて、右記の計算方法で計算します。ただし合計の限度額は70,000円	56,000円を超える場合	28,000円	15,000円以下	支払金額	15,000円を超え40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円		40,000円を超え70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円		70,000円を超える場合	35,000円	生命保険・個人年金保険について、新契約と旧契約の両方の保険料を支払っている場合	新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額が控除額となります。各保険ごとの控除限度額は28,000円		区分に関わらず全体の控除限度額は、70,000円												
支払った保険料の区分	支払金額	生命保険料控除額																																						
新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づくもの 生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料のそれぞれについて、右記の計算方法で計算します。ただし合計の限度額は70,000円	12,000円以下	支払金額																																						
	12,000円を超え32,000円以下	支払金額×1/2+6,000円																																						
	32,000円を超え56,000円以下	支払金額×1/4+14,000円																																						
旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づくもの 生命保険料、個人年金保険料のそれぞれについて、右記の計算方法で計算します。ただし合計の限度額は70,000円	56,000円を超える場合	28,000円																																						
	15,000円以下	支払金額																																						
	15,000円を超え40,000円以下	支払金額×1/2+7,500円																																						
	40,000円を超え70,000円以下	支払金額×1/4+17,500円																																						
	70,000円を超える場合	35,000円																																						
生命保険・個人年金保険について、新契約と旧契約の両方の保険料を支払っている場合	新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額が控除額となります。各保険ごとの控除限度額は28,000円																																							
区分に関わらず全体の控除限度額は、70,000円																																								
<b>⑯ 地震保険料控除</b>	損害保険契約等に基づき支払った保険料や掛け金を書いてください。 ◎ 保険料、掛け金を支払ったことの証明書を添付してください。 <table border="1" data-bbox="351 768 1493 1025"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>損害保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地震保険契約に基づくもの</td> <td>支払額すべて対象</td> <td>支払った損害保険料の金額×1/2 最大控除25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②長期損害保険契約に基づくもの（経過措置）</td> <td>5,000円以下の場合</td> <td>支払った損害保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超え15,000円以下</td> <td>支払った損害保険料の金額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000円を超える場合</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>①地震保険契約 長期損害保険契約（経過措置） の両方がある場合</td> <td colspan="2">上記の表の①、②の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。①、②が別に契約してある場合には①と②を合計します。ただし限度額25,000円</td> </tr> </tbody> </table> ◎ 長期損害保険契約とは、保険期間が10年以上で満期返戻金があるものをいい、なおかつ平成18年12月31日までに締結した損害保険契約となります。	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	損害保険料控除額	①地震保険契約に基づくもの	支払額すべて対象	支払った損害保険料の金額×1/2 最大控除25,000円	②長期損害保険契約に基づくもの（経過措置）	5,000円以下の場合	支払った損害保険料の金額	5,000円を超え15,000円以下	支払った損害保険料の金額×1/2+2,500円		15,000円を超える場合	10,000円	①地震保険契約 長期損害保険契約（経過措置） の両方がある場合	上記の表の①、②の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。①、②が別に契約してある場合には①と②を合計します。ただし限度額25,000円																							
支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	損害保険料控除額																																						
①地震保険契約に基づくもの	支払額すべて対象	支払った損害保険料の金額×1/2 最大控除25,000円																																						
②長期損害保険契約に基づくもの（経過措置）	5,000円以下の場合	支払った損害保険料の金額																																						
	5,000円を超え15,000円以下	支払った損害保険料の金額×1/2+2,500円																																						
	15,000円を超える場合	10,000円																																						
①地震保険契約 長期損害保険契約（経過措置） の両方がある場合	上記の表の①、②の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。①、②が別に契約してある場合には①と②を合計します。ただし限度額25,000円																																							
<b>⑰～⑱ 寡婦控除 ひとり親控除</b>	寡婦控除 ① 夫と離婚した後婚姻していない方で、扶養親族を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方 ② 夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方 ひとり親控除 現に婚姻していない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の方で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方																																							
<b>⑲ 勤労学生控除</b>	勤労学生とは、合計所得金額が75万円以下で、そのうち、給与所得等以外の所得が10万円以下の人 26万円																																							
<b>⑳ 障害者控除</b>	本人、同一生計配偶者および扶養親族に障害者がいる場合に控除されます。 ※障害者控除は、扶養控除の適用のない年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の人（平成21年1月2日以後に生まれた人））においても適用されます。 普通障害者・・・26万円 特別障害者・・・30万円 同居特別障害者・・・53万円																																							
<b>㉑ 配偶者控除</b>	あなたと生計を一にする配偶者で、次のすべてに該当する場合に受けられます。 ① 合計所得が48万円以下の人：同一生計配偶者 ② 事業専従者控除の対象でないこと。 <table border="1" data-bbox="351 1597 1493 1709"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td>33万</td> <td>22万</td> <td>11万</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>38万</td> <td>26万</td> <td>13万</td> </tr> </tbody> </table> ※老人控除対象配偶者は年齢70歳以上の人（昭和30年1月1日以前に生まれた人） ※同一生計配偶者を有する場合でも、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除は受けられません。	区 分	本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	控除対象配偶者	33万	22万	11万	老人控除対象配偶者	38万	26万	13万																								
区 分	本人の合計所得金額																																							
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																					
控除対象配偶者	33万	22万	11万																																					
老人控除対象配偶者	38万	26万	13万																																					
<b>㉒ 配偶者特別控除</b>	あなたと生計を一にする配偶者を有する場合には、次の要件を満たせば、配偶者特別控除が受けられます。 要件 ① 本人の合計所得金額が、1,000万円以下であること。 ② 配偶者の合計所得金額が、48万円を超え133万円以下であること。 ③ 事業専従者控除の対象でないこと。 <table border="1" data-bbox="351 1910 1493 2168"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超～100万円以下</td> <td>33万</td> <td>22万</td> <td>11万</td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万</td> <td>21万</td> <td>11万</td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>26万</td> <td>18万</td> <td>9万</td> </tr> <tr> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>21万</td> <td>14万</td> <td>7万</td> </tr> <tr> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>16万</td> <td>11万</td> <td>6万</td> </tr> <tr> <td>120万円超～125万円以下</td> <td>11万</td> <td>8万</td> <td>4万</td> </tr> <tr> <td>125万円超～130万円以下</td> <td>6万</td> <td>4万</td> <td>2万</td> </tr> <tr> <td>130万円超～133万円以下</td> <td>3万</td> <td>2万</td> <td>1万</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	48万円超～100万円以下	33万	22万	11万	100万円超～105万円以下	31万	21万	11万	105万円超～110万円以下	26万	18万	9万	110万円超～115万円以下	21万	14万	7万	115万円超～120万円以下	16万	11万	6万	120万円超～125万円以下	11万	8万	4万	125万円超～130万円以下	6万	4万	2万	130万円超～133万円以下	3万	2万	1万
配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額																																							
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																					
48万円超～100万円以下	33万	22万	11万																																					
100万円超～105万円以下	31万	21万	11万																																					
105万円超～110万円以下	26万	18万	9万																																					
110万円超～115万円以下	21万	14万	7万																																					
115万円超～120万円以下	16万	11万	6万																																					
120万円超～125万円以下	11万	8万	4万																																					
125万円超～130万円以下	6万	4万	2万																																					
130万円超～133万円以下	3万	2万	1万																																					

<p>②③ 扶養控除</p>	<p>あなたと生計を一にする親族で、次のすべてに該当する場合に受けられます。</p> <p>① 合計所得が48万円以下の人 ② 事業専従者控除の対象でないこと。</p> <table border="1" data-bbox="352 141 1222 230"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">扶 養 親 族</th> </tr> <tr> <th>一 般</th> <th>特 定</th> <th>老 人</th> <th>同居老親等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控 除 額</td> <td>33万</td> <td>45万</td> <td>38万</td> <td>45万</td> </tr> </tbody> </table> <p>※老人扶養は年齢70歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)          ※特定扶養は年齢19歳以上23歳未満の人(平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人)          ※年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳未満の人(平成21年1月2以後に生まれた人))は扶養控除が廃止されています。</p>	区 分	扶 養 親 族				一 般	特 定	老 人	同居老親等	控 除 額	33万	45万	38万	45万
区 分	扶 養 親 族														
	一 般	特 定	老 人	同居老親等											
控 除 額	33万	45万	38万	45万											
<p>②④ 基礎控除</p>	<p>合計所得金額に応じて次のとおり控除されます。          合計所得金額が2,500万円を超える場合は、基礎控除を適用しません。</p> <table border="1" data-bbox="352 371 778 510"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超	0円				
合計所得金額	基礎控除														
2,400万円以下	43万円														
2,400万円超～2,450万円以下	29万円														
2,450万円超～2,500万円以下	15万円														
2,500万円超	0円														
<p>②⑥ 雑損控除</p>	<p>災害、盗難による損失が生じた場合、次のいずれか多い方の金額が控除されます。</p> <p>◎証明書および明細書を添付してください。</p> <p>① (損失の金額－保険金等で補てんされた金額)－(総所得金額等×10%)          ② (災害関連支出の金額－保険金等により補てんされた金額)－5万円</p>														
<p>②⑦ 医療費控除 セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)</p>	<p>医師等に支払った医療費を書いてください。なお明細書を添付してください。</p> <p>医療費控除額・・・(医療費の総額－保険金等で補てんされた金額)－〔(総所得金額等×5%)          または10万円のいずれか低い方の金額〕 ただし限度額は200万円</p> <p>セルフメディケーション税制対象医薬品(スイッチOTC医薬品)購入費を書いてください。</p> <p>医療費控除額(医療費控除の特例分)・・・(対象医薬品購入額の総額－保険金等で補てんされた金額)－1万2千円          控除限度額は8万8千円</p> <p>※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受ける場合は、現行の医療費控除は受けられません。</p>														